平成２９年度学校経営

１　那覇市の教育目標

人間尊重の精神を基底に、個性豊かで創造性・国際性に富む人材の育成を目指して**指導目標**を次のように設定する。

○基礎的・基本的事項の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の確かな学力を身につけた幼児児童生徒を育成する。
○命の大切さや共生の心、規範意識や正義感、自立心などの豊かな心を持った幼児児童生徒を育成する。
○運動に親しみ、自ら心身の健康・保持増進に努め、健全でたくましく生きぬく力を持った幼児児童生徒を育成する。
○平和を愛し、郷土の歴史・文化の継承・発展に寄与し、国際化・情報化に対応できる幼児児童生徒を育成する。

２　本校の位置・概要

本校は那覇市の北に位置し、現在６９５名在籍（平成２８年度１２月現在）の中規模学校である。

本校は、母体校である真嘉比小学校および城北小学校より分離し、昭和４８年４月１日に開校。近くには那覇市内随一の緑豊かな末吉公園や本県が誇る世界文化遺産である首里城、また、発展目覚ましい商業施設を有する新都心地域があり、那覇市の伝統・文化の中心地に位置している。

本校区は、朝の交通安全指導や挨拶運動、読書教育推進に係る支援など地域の方々の温かい協力があり、また保護者の協力体制も強く、子ども達の健やかな成長を共に支える学校風土ができている。

本校のこれまでの長い歴史と輝かしい伝統を受け継ぎながら、更なる発展を目指すには、本校の実態を踏まえ、地域に根ざした教育活動を全職員、保護者、地域の方々が一体となって意図的・計画的に行う事が何よりも重要であることを念頭に学校経営にあたる。

３　学校経営理念

・学校経営目標や方針等を明確にした上で、国や県、那覇市の教育施策を反映させた教育計画を作成し、着実に全校体制で共通実践し、評価・改善を図るように努める。

学校の使命は，子ども一人一人の生命を守り，よさや可能性を見つけ・生かし・伸ばすとともに，確かな学力，豊かな心，健やかな体の調和を重視する『生きる力』を育くむことである。学校の主人公は，まちがいなく子どもである。子どもの「おはよう」から「さようなら」までの１日を預かるすべての教職員は子どもの成長と育ちを支援すべく、チームで教育活動を行う。そのために、本校に勤務する全ての教員・職員は互いに補いあい、信頼し合い、若手もベテランも知恵を出し合い、協力してすべての子どもに向きあう。そして、最も優先することは、すべての子どもが学校という場でありのままの自分を出し合い、安心して学びあえる居場所をつくることだと考え、すべてのこどもの学習権を保障する学校をつくること。そのために目指す学校（経営の重点）を**「学力が向上する学校」「規律ある学校」「夢のもてる学校」**を掲げ、すべての子どもが「自分から　自分らしく　自分の言葉で語り、　なりたい自分になる」ために必要な４つ力**「人を大切にする力・自分の考えを持つ力・自分を表現する力・苦手なことにチャレンジする力」**の育成を「松島小の教育」の根幹に据える。

＊教師は「チーム」でぶれない・負けない・くじけない学校をつくる。
＊子どもは自分達の学校に自信とほこりをもち、自分で学校をつくる。
＊保護者は、自分の大切な子どもの通う学校をつくる。
＊地域は、地域の宝が学んでいる学校をつくる。
＊みんなで、みんなの学校をつくる。

そして、全ての教育活動の判断基準を**「子どもにとってどうか」**を全職員共通理解のもと，**「自らの授業を開く（授業改善）」**教育活動を工夫・実践する学校経営に努める。

さらに、１年間の事前準備期間を経て、平成２８年度よりスタートした小中一貫教育については、昨年度の実践を通じて、見えてきた課題や方向性をより明確にし、取り組み内容や方法に工夫・改善を加えながら関係小・中学校とともに、研究実践をし、更に推進していく。

４　学校教育目標

総括目標：**心豊かで、知・徳・体の調和のとれたたくましく生きる児童の育成**

具体目標：よく考えすすんで学ぶ子（知）
思いやりがありたくましい子（徳・体）
ふるさとを愛し世界に目を向ける子（グローバル性）

５　各学年目標

学　年	学　年　目　標
１学年	○よく聞く子 ○元気な子 ○なかよくする子
２学年	○よく考える子 ○みんなと仲よく、元気に遊ぶ子 ○ふるさとに親しみをもつ子
３学年	○めあてをもって最後までやりぬく子 ○仲良く助け合う子 ○地域の良に気づき、世界に目をむける子
４学年	○話をよく聞き、自分の考えを話せる子 ○仲良く助け合う子 ○お互いのよさに気づき、認めあう子
５学年	○よく考え進んで学習する子 ○思いやりの心を持ち、進んで体をきたえる子 ○郷土の文化に誇りをもち異文化に興味・関心がもてる子
６学年	○自分の考えを持ち、自主的に学ぶ子 ○思いやりを持ち、みんな仲よくする子 ○目標に向かって最後までやりぬく子 ○地域の伝統文化を大切にし、世界に発信できる子

６　指導の努力事項（＊那覇市教育委員会「学校教育における指導体系取組事項」赤表紙）を踏まえて

「教育計画」は学校のバイブルである。そのため、作成するだけでなく、生きて活用することが大切である。「教育計画」を日常的に活用するために、特に以下「指導の努力事項」においては、各自で、□のチェックBOX に年間を通してチェック（評価・検証）をし、次へ生かすことに努める。特に、自己の校務分掌と深い関わりのある事項については、意識して課題改善に努めるよう組織参画をする。

（1） 教育課程編成の改善・充実

① 教育課程の編成・実施に係る指導計画の充実を図る。

② 教育過程の「量」と「質」の確保に努める。

③ 教育課程の評価・改善の充実に努める。

□教育課程は教育課程編成の原則を踏まえて編成し、実施する。

□授業時数の確保

□思考力・判断力、表現力等育てる指導と評価の工夫改善。

□週案の活用を通して適切な授業等の運営、管理に努める。

□学校教育目標及び本年度重点目標の実現に努める。

□全教師が指導案を作成し年１回以上の授業公開を行う。（一人一回授業）

□各教科等年間指導計画は，諸調査結果を生かすと共に計画に沿った指導展開を図る。

□教育課程の実施状況等の自己点検や自己評価を定期的に実施し、教育課程の改善と充実に努める。

□予備時数の効果的な活用（補習）

（2） 小中一貫教育の推進（松島中・松島小・真嘉比小）

① 義務教育の９年間で目指す子ども像を共有し、取り組みを効果的に進めるための組織体制を確立する。

② 発達段階に応じた学習指導を展開し、指導形態等の工夫改善を図り、「確かな学力」の向上を図る。

③ ９年間を通してより望ましい人間関係やコミュニケーション能力を養い豊かな人間性や社会性を育成する。

④ 小学校から中学校の接続を円滑にし、中学校入学時の不安の解消を図る。

□組織体制、取組事項を明確にし、グループ間の推進方法の共通理解を図りながら、実情に即した共通実践事項の取り組みを行う。

□視点を明確にした小中合同研修会、小中合同授業研究会を充実させ、指導力の向上、授業改善を行う。

□基本的な生活習慣や規範意識を確立し、より望ましい人間関係やコミュニケーション能力を養い、豊かな人間性や社会性を育成する。

□小・中で情報を共有しながら組織的・継続的な生徒指導に取り組み、不登校や問題行動等の減少を図る。

□小学校から中学校の接続を円滑にするために接続期に重点を置いた取り組みを実施し、中学校入学時の不安の解消を図る。

（3） 学習指導の工夫・改善・充実

① 指導方法の改善・充実を図る。（「わかる授業」を実施し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力の育成を図る）**＊授業改善６つの方策推進（Ｈ２８年12月県版）**

② 指導体制の改善・充実を図る。

③ 指導と評価の一体化を図った授業改善を推進する。

□**学級経営の充実を図り**、わかる授業の基礎となる**支持的風土を構築**する。

□合意形成・意思決定や自己有用観を大切にした学習活動乃展開

□「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざす授業づくり

□キャリア教育の視点を踏まえた授業づくりを行う。

□児童の学習状況の把握と個々の状況に応じた指導の充実に努める。

□発達段階に応じた学習規律を確立し、児童の主体性/協調性・規範意識を育む。
□授業と連動した宿題や、宿題の内容・質について共通理解を図る。
□校内における明確なPDCAサイクルを構築する。
□学年会、研修会を充実させる。
□評価規準を明確に示し、評価方法や評価時期を工夫した計画を作成の上、指導と評価の一体化による授業実践を行う。
□日常的に授業づくりについて意見交換できる体制を構築する。
□諸調査の結果や本校の実態から課題を明確にし、改善に向けた指導を行う。
□小中合同研修会・授業研究会・幼こ小合同研修会を計画的に実施する。
□地域教育資源や学校（学習）支援ボランティアを積極的に活用する。

（4） 道徳教育の充実

命の大切さや共生の心、規範意識や自立心などの豊かな心の育成に努める。

①学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
②道徳の時間の充実を図る。
③家庭・地域社会との緊密な連携による道徳教育の充実を図る。

□授業研究を中心とした校内研修を行う。
□**重点目標「人間尊重の精神を生かし、生命を尊び、思いやりの心を持って、規範を尊重しようとする子どもを育成する」**
□**重点内容項目は、「生命の尊さ」「善悪の判断・自律・自由と責任」「親切・思いやり」「感謝」「礼儀」**等（道徳科年間指導計画の重点項目とする。）＊Ｈ２８実施　保護者・教員のアンケート結果から
□道徳科以外で生命を尊び、思いやりの心、規範意識の育成を図る指導の充実
＊道徳教育の「別葉」作成をする。（各学年の発達の段階を踏まえ系統性重視
時期・指導内容を明確にする。）　**＊Ｈ２９～３０において加除修正をする。**
□学習活動や学習態度の育成を図る。（話し合いの中で、自分の考えをしっかりと発表する。友達の発言に耳を傾ける。協働して課題に最後まで取り組む。思いやりの心。）
□道徳的実践の指導の充実を図る。例えば・・・
＊「黙働（清掃）」（勤労・勤勉・協力・規則尊重）
＊「廊下を走らない」（規則尊重・健康安全・公徳心・節度）
＊「あいさつ」（思いやり、礼儀、感謝、よりよい学校生活・社会生活）
□道徳推進教師を中心とした指導体制の充実。（授業・道徳教育のリード）
□道徳の授業の確実な実施、指導の充実を図る。（週案へのマーカでのチェック、内容項目数字記載）
□各教科，特別活動及び総合的な学習の時間等との関連を図り，教育活動全体での道徳教育の推進をし，豊かな心の育成に努める。また，**「わたしたちの道徳」**や「読み物資料」（文部科学省）の効果的な活用（家庭との連携）を図る。
□道徳の授業を保護者や地域に公開し，道徳教育に対する意識の高揚を図る。
□問題解決型授業を意識し、考える・議論する授業展開を図り、特に気付く・考える・深める・広がるの学習過程を工夫し**道徳性**を養うことに努める。
□児童に「道徳ノート」を作成させ、その活用を図る。
□誠実な評価をする。児童の人間的な成長を見守り、児童自身が自己のよりよい生き方を求めていく努力を「評価」しそれを勇気づける働きをもつようにする。（記述評価）

□学校行事との関連指導・地域の方との交流活動，自然体験や奉仕体験等の体験活動の推進
□地域人材や地域教育資源の効果的な活用に努める。

（５）特別活動の充実

①児童生徒の自主的・実践的な態度の育成の視点で、年間指導計画の作成及び学級経営の充実を図る。
②学級活動の内容の明確にし、指導計画を活用した学級活動の充実を図る。
□全体計画や学年の年間指導計画を基に指導の充実を図るとともに、指導における計画・実施・評価についての共通理解を深める。
□望ましい人間関係の育成に努め、話し合い活動に基づいた体験活動や異年齢集団活動を行い、年間指導計画に沿って意図的・計画的に実践する。
□児童が集団としての生活上の諸問題等の課題を見出し,その解決方法や目標について話し合い、合意形成を図ったり,意思決定したりして、人間関係をよりよく構築していけるよう話し合い活動の充実に取り組む。
□学級経営の中で,児童の学級における役割を明確にして自己肯定感を育み、支持的風土のある学級づくりを推進する。
□特別活動についての校内研修を実施するとともに全職員の共通理解を図り、協力体制を確立し、日常的に見直しや改善を図る。

（６）総合的な学習の時間の充実

①全体計画・各学年の計画の工夫改善・充実を図る。
②主体的・創造的、共同的な探究活動の展開に努める。
③保護者や地域社会との連携を推進する。
□児童の実態に応じた年間計画の見直しや各教科の横断的な学習の充実を図る活動の工夫、授業の充実を図る。
□学習指導要領の趣旨を踏まえた全体計画や学年間の系統性や校種間の連携を踏まえた計画になるよう年間指導計画を見直す。
□指導方法の充実を図る。（問題解決や探究活動の過程において、他者と共同して問題を解決しようとする学習活動や言語活動により分析しまとめたり表現したりするなどの学習活動を積極的に取り入れる。）
□「末吉の森」を活用した自然体験学習や地域学習の充実を図る。
□地域人材リストは毎年、見直しを図ることに努め、日常的に活用できるようにする。
□「ちかてぃあしばな　しまくとぅば」の教師用手引き書を参考に地域の人材の活用を図る。

（７）国際理解教育・外国語教育の充実

①学校の教育活動全体を通じて国際理解教育を推進する。
②小中学校における外国語教育の充実を図る。
③帰国・外国人児童生徒教育の充実を図る。
□異文化交流会では、AET/JTE との豊富なコミュニケーション活動を取り入れる等の工夫をする。教育活動全体を通じて国際理解教育の推進を図る。
□各教科等の目標と内容を踏まえた全体計画を作成し、国際理解を意識した指導を行う。
□小中連携授業の取組内容の工夫改善を行う。（乗り入れ・交流等）
□校内研修や授業研究会等で担任主導の授業の進め方を共通確認市授業力の向上をめざす。また

高学年では補助教材「Hi、friends！plus」を活用した効果的な文字指導の構築を図る。

□帰国・外国人児童教育では、児童の実態を把握し、日本語指導協力者を有効に活用する。

（8）生徒指導の充実

① 児童生徒の理解に基づいた生徒指導体制・教育相談体制の充実を図る。

② 不登校対策問題行動等の未然防止を図るための取り組みを強化する。

□児童会を主体とした学校体制づくりの構築を図り係活動の充実を図る。

□生徒指導三機能（自己存在感・共感的人間関係・自己決定の場）を活かした授業の充実に努める。

□小中連携した取組を通して、教育相談支援員、SC、SSW,小中アシスト相談員、寄り添い支援員・民生委員等を適切に活用し、不登校対策を重視した生徒指導・教育相談体制の確立を図る。

□不登校の未然防止へ向けた小中連携を図る。特に４月当初の課題を抱える子の共有と関わりの充実、全校体制での不登校対策を確立する。

□いじめの未然防止を図る毎月の「おしえてアンケート」の確実な実施とその後のスピード感ある対応、保管や人権意識の高揚及び規範意識の醸成、関係機関との連携強化の充実に努める。

□いじめ防止月間（６月・９月・１月）の取組推進を図る。

（9）安全教育・防災教育の充実

学校安全計画の見直しを行い、学校における安全教育と安全管理の徹底を図る。

① 日常的・定期的に学校施設・設備等の安全点検を行い、危険箇所への迅速な対応に努める。（生活安全）

② 通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努める。また、交通安全教室等を通して児童生徒の危険回避能力を育成する。（交通安全）

③ 事故や災害時における「危機管理マニュアル」の見直し・改善を行い、避難訓練等の実施を通して防災教育の充実を図る。（災害安全）

□日常的な安全点検・定期的な安全点検を実施するとともに、必要に応じて緊急な安全点検を実施し安全管理の徹底に努める。（特に遊具等の点検は目視ではなく、必ず触れる・たたく・蹴る）

□本校安全計画に基づき、安全教育を実施するとともに安全マップの作成や避難訓練及び防犯教室・防災教室・交通安全教室（自転車安全教室）・水難事故防止教室の実施を通して、児童の危機回避能力の育成に努める。

□不審者に対する対応や危険箇所の改善、災害時の避難等について、保護者及び地域・関係機関等と連携した活動や取組を推進する

□「緊急地震速報システム」の活用と避難訓練について、全職員で共通理解し効果的な防災教育を推進する。

(10) 特別支援教育の充実

① 全教職員で特別支援教育についての理解を深め、特別支援教育校内委員会の機能化と支援体制の充実を図る。

②特別支援学級や通級学級指導教室における教育課程編成の工夫・改善に努める。

③ 特別支援教育における学校支援人材等を活用して，指導方法や支援について改善や専門性の向上に努める。

□特別支援学級や通級指導教室の児童の実態に応じ教育課程を編成する。

□学校支援人材等を計画的に活用したり、関係機関・保護者との連携を密に図るなどして支援や指導の充実を図る。

□特別支援学級在籍児、通常学級在籍する支援が必要な児童の「個別の教育支援計画」「個別の指導計計画」を作成し、指導の充実を図る。

□特別支援教育校内委員会を計画的に開催し、支援が必要な児童の実態把握→支援の方向性→実践→評価（変容）を行い、全職員で共通理解を図り共通実践するなど校内支援体制の充実を図る。

□発達の特性や障がい理解、支援方法について校内研修を通して理解を深める。

（11）人権教育の充実

①人権教育の全体計画を作成し、人権教育の充実を図る。

②教育活動全体を通して、「いじめ」防止を含めた人権教育の実践を図る。

③ 学校いじめ防止基本方針の作成といじめ防止対策の組織を設置し、被害児童生徒に寄り添った対応を図る。

④ 「性の多様性尊重する都市・なは」宣言を受け、性による差別や偏見をなくし、誰もが安心して生活できるよう取り組みを行う。

□人権教育の全体計画を作成し、校内指導体制を確立するとともに指導計画に位置づけ、共通実践に努める。

□「人権ガイドブック（改定版）」や「いじめのない学校づくり」等を活用し、人権に関する校内研修の充実に努める

□「人権を考える日」（毎月第１木曜日）の充実に努める。

□いじめの対応は「学校いじめ防止基本方針」の下、生徒指導部会（いじめ対策委員兼ねる）が中心となり全職員体制で関係機関との連携を図りながら対策を推進する

□「教えてアンケート」の実施は丁寧に行い、児童が「いじめ」を訴えやすい体制を整え、「いじめ」の早期発見、早期解決に取り組む。

□「子どもの人権 SOS ミニレター」への取り組みを推進する。

□家庭への携帯電話・スマートフォンのフィルタリングの周知徹底を図る。

□「いじめ」や児童虐待、DV に関して関係機関との連携を図る。

□男女混合名簿等の作成・活用を図る。（H29 年度から積極的推進を図る）

（12） 学校図書館の活用の充実

①学校図書館を活用した指導計画の作成と指導体制の確立を図る。

②学校図書館の計画的・積極的な活用などの読書活動を推進する。

③学校必読書・推薦図書の選定を行い、学校全体で読書への意欲を高める。

□読書の質を高め、よりよい読書活動を推進するために、学校必読書・推薦図書選定やコーナー設置、読書相談等を行う。

□各教科年間指導計画に、学校図書館の利用を意図的・計画的に位置づけ、学校図書館を情報センターとして活用する。

□学校図書館を活用した学習活動や読書指導計画等の読み合わせや搬送システムについての学習会を通し、共通理解を図る。

□「ファミリー読書（第３日曜・家庭の日）」についての啓発を行い、読書への関心を高める。

□児童・教師ともに「朝の読書」を行い、読書活動の充実を図る。

□調べ学習等で図書館の積極的活用を図る。

□保護者・ボランティアによる読み聞かせの実施。（毎週火曜日）

□各学年のワークスペースを活用して並行読書資料や学習関連資料の「本のコーナー」を工夫して設置し、視覚に訴え、児童がいつも本に囲まれている読書環境をつくるための学級・学年との連携を図る

(13) たくましい心と体を育む教育の推進

① 児童生徒が、自分の健康に関心を持ち、心身の健康と保持増進を図るための実践力を育成する。

② 積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、児童生徒の基礎的な体力の向上を図る。

③ 部活動（スポーツ少年団等）の活性化と適正化及び安全対策のための工夫・改善を図る。

□児童の健康課題を解決するために、保健主事を中核として学校保健委員会を年３回実施する。

□医師会・警察等の関係機関と連携し、薬物乱用防止教室、研修会を計画的に実施する。

□校内体力向上推進委員会を開催し、体力的課題を明確にして児童の体力・泳力等の向上に努める。

□部活動（スポーツ少年団）においては、外部指導者を積極的に活用することで、活性化を図るとともに、練習時間や下校時刻（日没前に帰宅）休養日（第３日曜に加え、週３日以上）を適切に設定し適正化を図る

□徒歩登校の奨励により体力向上及び生活リズムの確立を図る。

□う歯の割合が高いため歯科受診の推進（治療勧告年３回、長期休暇前の医療券交付の促進、要受診者リストを作成し、個人面談等でも呼びかける。

□歯磨きタイムの推進

□けが発生時の職員の共通理解

□校内ケガ発生マップの作成と啓発に努める。（保健委員会）

□持久力が低い、肥満児７．１％という課題があり、日常的に基礎的な体力向上推進をする。（休み時間の外遊び・沖縄一週マラソン・徒歩通学奨励、１校一種目運動の推進）

(14) キャリア教育の充実

① キャリア教育の推進に向けた校内体制の整備

② 学ぶことと実生活等を結びつけた授業展開。

③ 指導効果を高めることを目的としたキャリア教育の視点に基づく地域教育資源の活用。

□キャリア教育に係る「校内委員会」を設置するとともに、キャリア教育担当を校務分掌に位置づけ、校内体制の充実を図る。

□「キャリア教育全体構想図」「キャリア教育学習支援プログラム」「年間指導計画」等の見直しを図る。

□授業のねらいの達成に向けた指導効果を高めるため、キャリア教育の視点に基づく地域教育資源を活用した授業づくりの推進する。（仮称：「ようこそ先輩」「夢きらり教室」への企画推進」

□職場見学活動の取組の充実を図る。

□夢や希望を育む進路指導の充実を図る。

(15) 食育の充実

① 食に関する指導の全体計画に基づいて、児童の発達段階に応じ栄養や食事の取り方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身につけさせる。

② 学級担任等と栄養教諭（学校栄養職員）との TT 授業実践により、学校給食を教材として活用し、関連教科等における食に関する指導の充実を図る。

③ 児童生徒の食物アレルギーに関する実態把握及び対応について、マニュアル等により全職員で共通

理解を図る。

□栄養職員と連携した食育の年間指導計画を作成し食の指導の充実を図る。

□関係機関や家庭、地域社会と連携し、朝食欠食や給食残量の改善に努め、食育指導の充実・推進を図る。

□食物アレルギーに関する校内研修を実施し、全職員の共通理解を図りアレルギー疾患やアナフィラキシーへの対応は学校医・主治医との連携の下、学校全体で取り組む。

□「次世代の健康づくり副読本」を活用した健康教育の推進を図る。

□給食放送や給食時間の巡回指導、食に関する授業、掲示物の作成・活用をして食教育を推進する。

□歯・口の健康づくり（歯磨きタイムの徹底）

□給食時間内における「もぐもぐタイム」の習慣化と充実を図る。

（16） 平和教育の充実

①学校の教育活動全体を通じて平和教育を推進する。

②校内研修等を通じて平和教育の指導の工夫改善を図る。

③郷土の歴史的な特性や平和教育関連施設の活用を推進する。

□各教科・道徳・外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしながら、各教科等の年間指導計画に位置づけ平和教育を推進する。

□生命の尊重や個人の尊厳を理解させ、思いやりの心、寛容の心を育てることを指導内容の基本とする。

□校内研修において、平和教育を位置づけ、地域の特性を生かした平和教育の教材開発や平和教育関連施設の活用について研鑽を深め、全校体制での指導の充実に努める。

（17）情報教育の充実

① 各教科指導等において、ICT を活用した授業実践に取り組む。

② 児童の情報モラルの育成に努める。

③ 校内における ICT 環境の整備の推進に努める。

□各教科等において,ICT 機器（電子黒板・タブレット等）を有効に活用できるよう年間指導計画に位置づけ、授業実践する。

□情報モラルについて児童の発達段階を踏まえ、年間指導計画に位置づけ計画的に指導する。

□情報モラルについて、各家庭に対し,文書等を通して、啓発を行うとともに、PTA 等と連携した研修会の実施に努める。

□CIO（管理職）が中心となり、学校の情報化を組織で運営していく。

□学校 HP の内容充実とスピード感のある保護者や地域等への情報提供・アナウンスに努める。

（18） 環境教育（環境整備・栽培）の充実

①学校の教育活動全体を通した環境教育に努める。

②各教科と関連した指導内容や指導方法を工夫する。

③家庭・地域との連携を図る。

□教育活動全体を通した全体計画を作成をする。

□各教科等の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連を明確にした年間指導計画を作成する。

（『環境教育指導資料』参照）

□問題解決的学習の構築等、指導内容や指導方法を工夫する。

（『沖縄県環境教育プログラム』『環境教育指導資料』参照）

□地域での自然探索やクリーン活動、リサイクル等への参加を促し、家庭や地域社会との連携を図る。

□栽培した野菜を食育に生かす、緑のカーテンなど実践的な環境教育の取組の充実に努める

□日常の清掃活動を徹底（默働・後片付け）する。

□一人一鉢運動を推進し、花いっぱい運動を展開する。

□地域・自然と触れ合い（末吉の森、安謝川の活用）や市の「緑のカーテン事業」を通して環境教を推進する。（地球温暖化、省エネ等）

□掲示物を通して目に見える環境教育も推進する。

（19）学校評価の充実

①学校評価システムの確立を図る。

②学校関係者評価委員会の設置及び強化を図る。取り組みを推進する。

③自己評価や学校関係者評価の評価結果を積極的に公表するとともに評価結果を学校改善に生かす。

□学校評価ガイドライン（Ｈ２２改訂文科省）を活用し本校の学校評価システムを確立する。

□評価項目の見直しを行い、全職員が協働して、目標達成に向けた実践を行う。

□学校評議委員を関係者評価委員とし、学校の現状や成果と課題、取組状況等についての説明や授業・学校行事・施設設備の観察等を実施する。

□自己評価（教員）及び関係者評価を実施し評価については、保護者会、学校便り、webページで公表し、学校改善につなげるよう努める。

□家庭・地域と連携・協力した学校づくりを推進する。

（20）幼・小連携教育の充実

① 幼・小それぞれの教育の内容および学びの連続性についての相互理解を図り、教師間の連携を深める。

② 幼児・児童間の交流の内容を考慮し互恵性のある幼小連携の充実を図る。

③幼稚園・小学校との交流や連携のあり方を工夫する。

□「学びをつなぐ活動」の整理と方向性の３つの視点（教諭をつなぐ・幼児と児童をつなぐ・保護者地域をつなぐ）を意識した推進をする。

□スタートカリキュラムの内容確認・見直し（Ｈ２８）

□保・幼・小連絡協議会の開催をする。

□幼・小の子どもの連携内容の見直し（連携学年１年・５年）・行事も含める。

□幼・小の教諭の連携（保育参観・授業参観）年間計画への位置づけを図る。

□入学までに身につけさせたい事（日常の当たり前）共通実践

7　学校経営方針（中期経営計画：平成２９年度～３１年度）

（１）　学校経営に向けた基本的な考え

将来の社会的な自立に向けて、子どもの夢や希望を支え、一人一人の子どもの可能性を広げる（引き出す）教育活動を意図的・計画的に展開する。

（２）　中期経営目標と重点事項

① 将来を切り開くために、一人一人の子どもに必要な学力を身につけさせる。

□授業改善の充実

□学習評価の改善・充実（本校版：Ｈ２８年見直し作成済み）

②生涯にわたり学び続け、生き抜く力や態度（自立・協働）を身につけさせる

□キャリア教育の充実

□学習と実生活を結びつける指導の工夫

③社会で通用する習慣（道徳性や福祉の精神）と人間関係を築ける力を身につけさせる。

□道徳教育の充実

□特別支援教育の充実

□生徒指導・**教育相談の充実**

④自らを律し、健康や安全に気を配った生活が実践できる力を身につけさせる。

□食育・健康教育等の充実

□安全教育の充実と危険回避能力の育成

（３）学校経営の基本方針

①全職員で取組の方向性や基本的な考えを共有し、学校全体で統一した取組を推進する。**（統一・徹底・連動）**

□目標の明確化と学校全体での共有（職員・児童・保護者・地域）

□各種校務分掌及び計画の連動

□共通実践事項等の設定と取組の充実

◎学習規律の徹底（特に聞く態度・姿勢）
◎板書・ノート指導
○話し合い活動の充実（学級会・ペア学習・グループ学習）
○「み・そ・あ・じ」の徹底　　＊小中一貫共通実践

② Ｒ・Ｐ・Ｄ・Ｃ・Ａの視点に基づく取組を推進する。（学校評価の改善・充実）

□目指す子ども像の明確化と意識化

□現状把握と改善策の検討

□ねらいに迫る具体的内容・方法の設定及び実践の強化・検証

③一人一人の教師の授業改善と学級経営を柱にした取組を推進する。

□学力向上及び学級経営等における共通実践の充実・徹底を図る。

□校内研修の充実（課題解決に向けた計画的な研修、小中一貫に係る合同研修の充実）

□校内研究（国語科）の推進・充実（本校児童の課題解決を図る。教師の授業力・教材研究力を高める。相互授業参観・振り返りの重視）

□一人１回授業の確実な実践

□「生徒指導三機能」を生かす学級経営を行う。（子に寄り添い“学級を崩さない”“学年を崩さない”）

④組織力を強化し、各教師の力を結集した取組を推進する。（チーム「松島」）

□「子どもにとってどうか」を基本とし、各教師が組織の一員としての自覚と誇りをもち、情熱をもって経営参画を図ることに努める。

□「報告・連絡・相談・確認（再報告）」を各自が意識し徹底する。

□各自の校務分掌の責任遂行。（去年よりもプラス１を意識する。引き継ぎシートの活用）

□意図的・計画的・効果的な小中一貫教育の推進

□保護者や地域との連携充実

（４）平成２９年度の取組の重点

①重点目標

〔**確かな学力と健康・体力の向上**〕

・学習意欲を向上させる

・当該学年の指導内容を徹底して定着させる実践と工夫をする。

・全国レベルの**学力**を身につけさせる。

・運動・体づくりに対する意識を向上させる。

・全国レベルの**体力**を身につけさせる。

〔**集団への適応と規範意識の高揚**〕

・進んであいさつする態度を育てる。

・礼儀正しい行動の定着

・学年の発達段階を踏まえ、集団への関わりと自己の役割を果たし集団へ関わる意識を向上させる。

・小中一貫教育推進にかかる「み・そ・あ・じの徹底」をする。

・決まりを守り、相手を思う心を育てる。

・「まつしまっ子の合い言葉」を意識させ行動化を図る。

□挨拶運動の方法の見直し

□教師も児童も「時を守り礼を尽くす」事に努める。

・率先垂範の重視（特に清掃）

・授業時、集会時の指導の充実（黙想・座る姿勢・挨拶・返礼・聞く態度等）

□不登校の未然防止

・自己肯定感を高める。（「ほめ言葉シャワー」を沢山あびせる。）

・生徒指導三機能

・教育相談の充実

・毎月の「教えてアンケート」を充実させ、気になる子の対応を優先・徹底する。

□学校行事の工夫と充実

・ねらいの明確化と取組の具体・評価（検証）

□学級経営の改善充実

・共通実践事項の責任ある徹底

□学習環境の徹底整備

・教室環境の徹底整備

・教室前面掲示の等の可能な限りの統一。特別支援教育の観点からユニバーサルデザインを意識する。

②重点改善事項

・**学習規律の徹底・定着（聞く態度・姿勢）**

・年間指導計画に基づく適切な学級会活動の授業実践

・年間指導計画に基づく適切な道徳の授業実践

・教育相談体制の推進・強化

・「報告・連絡・相談・確認（再報告）」を各自が意識し徹底をする。

・各自の「校務分掌のプラス１」を意識する徹底した推進

・危機管理や緊急事態発生時の対応に係る全職員の共通理解に基づく対策

・週案の提出、諸届け等の状況、職専免や年休の手続き等の服務規律の確保

・PTA や保護者との連携、学校経営への積極的な参画と協力

③ 具体的取組

〔確かな学力と健康・体力の向上〕

□個々の教師の授業改善（45分の授業のレベル向上）
□松島小授業スタイルの確立（赤ライン・青ライン）
□共通実践事項１３項目の徹底
□ICTの積極的な活用
□積極的な授業公開
□授業と連動した家庭学習の内容の工夫・充実
□学習ノートの様式の統一・工夫改善
□学習評価の改善・充実
□個別指導の充実・強化
□webテストの活用と補習指導の計画的な実施
□「体力づくり一事徹底事項（なわとび）」の推進
□体育授業や学校生活の中で「歩く・走る」ことを年間を通して推進する。
□健康教育の充実と実践の強化
□担任・養護教諭（保健主事）との連携を図る。

【その他】

□生徒指導部会・特別支援教育校内委員会の充実（いじめ・人権・教育相談・合理的配慮）
□危機管理体制の強化
・コンプライアンスの向上（コンプライアンスリーダーの分掌配置・活用）
・非常事態の行動確認・保護者・地域との連携
□清掃指導の徹底と清掃用具の整理整頓
□小中一貫教育の改善・充実（３校の共通実践の徹底）

平成２９年度小中一貫教育の推進充実を図る学校経営（学年経営案・学級経営案に連動・反映させる。）

【現状と課題】

学校経営	教育課程	学習指導	生徒指導
①経営ビジョンの共有と連動 ②組織体制の構築（校務分掌） ③保護者興味・関心度の向上	①　編成・実施に係る指導計画の充実　②質と量の確保 ③評価・改善の充実	①　学習規律の徹底 ②当該学年の指導内容定着 ③学年段階ギャップの解消	①　生徒指導三機能を図る ②生徒指導組織体制充実 ③校内いじめ防止対策推進

【経営目標】　　**～９年間を見通した生きる力を育む教育実践～**

「学力が向上する学校づくり」「規律ある学校づくり」「夢のもてる学校づくり」を実現するため、小中一貫教育の推進充実を図り、児童・保護者・地域から信頼される学校づくりを行う。

【経営基本方針】　常に「子どもにとってどうか」を判断基準とする

【松島中・松島小の小中一貫教育でめざす子ども像】

1　**考える力をもつ子**（基礎学力・思考力・判断力・表現力・善悪を考える力・場に応じた言動や態度を考える力・他人の気持ちを考える力・集団の中で自分の立ち位置を考える力）

2　**社会性を持つ子**（学校生活や社会生活のルール・マナー・コミュニケーション力・「基礎的・汎用的能力」）

【経営の重点】

1　学力が向上する学校づくり	2　規律ある学校づくり	3「夢のもてる」学校づくり
（期待する具体的姿） 児童の学習意欲を高め、教師が日々の授業改善を図るとともに**指導力を高め、学力が向上する学校。　教師が９年間を見通す意識をもち教育実践する学校。**	（期待する具体的姿） 児童は、生活習慣や規範意識を確立し、より望ましい人間関係やコミュニケーション能力をもち、教師は教育公務員としての自覚を持ち、それに伴う行動が出来る学校。	（期待する具体的姿） **特別支援教育の視点をもち、全ての児童の夢を育む環境づくり**をし、学校目標の達成に向け児童・教師が共に努力する学校。
具体的手だて	具体的手だて	具体的手だて
①　支持的風土がある学級経営 ②　「授業改善５つの方策」の実践 ③諸調査結果活用④補習指導の徹底 ③　思考力・判断力・表現力の育成	①　道徳の時間の充実 ②　丁寧で温かい言葉を使う環境作り ③　習規律の徹底　④みそあじの徹底 ④ルール、マナーの育成	①機を捉え、児童に自己のよさを自覚させる。 ②地域教育資源・人材活用の推進 ③読書教育推進　④学校行事の工夫

【学年経営の視点】

学力が向上する学年づくり	規律ある学年づくり	夢のもてる学年づくり
①　学習目標、各種達成目標数値の到達 ②　該学年の指導内容の定着（補習） ③　学力向上実践１３項目の推進徹底	①学年のきまりの徹底　②みそあじ推進 ③道徳的実践力を養う事に努める。 ④不登校の解消や問題行動の減を図る	①キャリア教育の充実　②入学時の不安解消・接続期を円滑にする。 ③積極的な人材活用を図る場の設定

【学級経営の視点】

学力が向上する学級づくり	規律ある学級づくり	夢のもてる学級づくり
①　支持的風土がある学級を作る。 ②　板書・ノート指導の充実 ③　１３の実践項目徹底、web の活用 ④　めあて・まとめ・振返りの充実 ⑤　キャリア教育の視点を生かす授業 ⑥　思考を促す発問の工夫 ⑦　考える時間確保 ⑧　アクティブラーニングの実現	①学級の決まりを守ることの徹底 ②みそあじ推進　③授業開始の黙想 ④児童も教師も好ましい言語環境を整える（温かく・丁寧な言葉） ⑤道徳的実践力を養う事に努める。 ⑥生徒指導三機能を生かす ⑦場に応じた「默働」「静寂」の推進 ⑧教育相談の充実　⑨いじめの未然防止	①キャリア教育の充実 ②掲示教育の充実 ③読書活動推進・充実（図書館との連携）読書コーナーの設置 ④特別活動の充実 話し合い活動・児童会活動の充実 ⑤ユニバーサルデザインの構築 ⑥全ての児童に充実感・達成感を！